

「田辺市火災予防条例」目次

第1章 総則

第1条(趣旨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------------------------------	---

第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

第2条(炉)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3条(ふろがま)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第4条(温風暖房機)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第5条(厨房設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第6条(ボイラー)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第7条(ストーブ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第8条(壁付暖炉)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第9条(乾燥設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第10条(サウナ設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第11条(簡易湯沸設備)・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第12条(給湯湯沸設備)・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第12条の2(燃料電池発電設備)・・・・・・・・・・	82
第13条(掘ごたつ及びいろり)・・・・・・・・・・	84
第14条(ヒートポンプ冷暖房機)・・・・・・・・・・	84
第15条(火花を生ずる設備)・・・・・・・・・・・・・	85
第16条(放電加工機)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
第17条(変電設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
第17条の2(急速充電設備)・・・・・・・・・・・・・	99
第18条(内燃機関を原動力とする発電設備)・・	104
第19条(蓄電池設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
第20条(ネオン管灯設備)・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第21条(舞台装置等の電気設備)・・・・・・・・・・	116
第22条(避雷設備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
第23条(水素ガスを充てんする気球)・・・・・・・・	118
第24条(火を使用する設備に付属する煙突)・・	124
第25条(基準の特例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

第26条(液体燃料を使用する器具)・・・・・・・・	135
第27条(固体燃料を使用する器具)・・・・・・・・	142
第28条(気体燃料を使用する器具)・・・・・・・・	143
第29条(電気を熱源とする器具)・・・・・・・・	148
第30条(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)	150
第31条(基準の特例)・・・・・・・・・・・・・・・・	151

第3節 火の使用に関する制限等

第32条(喫煙等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
第33条(空地及び空家の管理)・・・・・・・・・・	157
第34条(たき火)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
第35条(がん具用煙火)・・・・・・・・・・・・・・・・	160
第36条(化学実験室等)・・・・・・・・・・・・・・・・	161
第37条(作業中の防火管理)・・・・・・・・・・・・・	162

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第38条(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	165
-------------------------------	-----

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第38条の2(住宅用防災機器)・・・・・・・・・・	167
第38条の3(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)	168
第38条の4(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)	173
第38条の5(設置の免除)・・・・・・・・・・・・・・・・	175
第38条の6(基準の特例)・・・・・・・・・・・・・・・・	176
第38条の7(住宅における火災の予防の推進)	177

第2章の3 林野火災の予防

第38条の8 (林野火災に関する注意報) 178

第38条の9 (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) . . . 179

第3章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第39条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 181

第40条 (指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 183

第41条 (共通する技術上の基準) 189

第42条 (屋外貯蔵の基準) 201

第42条の2 (屋内貯蔵の基準) 202

第43条 (タンク (地下タンク及び移動タンクを除く) の基準) 204

第44条 (地下タンクの基準) 207

第45条 (移動タンクの基準) 209

第46条 (類ごとに共通する技術上の基準) 215

第47条 (タンク、配管その他設備の維持管理の基準) 217

第48条 (適用除外) 217

第49条 (品名又は指定数量を異にする2以上の危険物の貯蔵及び取扱い) 218

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第50条 (可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 219

第51条 (綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準) 223

第51条の2 (危険要因の把握) 230

第3節 基準の特例

第52条 (基準の特例) 231

第4章 消防用設備等の技術上の基準の付加

第53条 232

第54条 (消火器に関する基準) 232

第55条 (大型消火器に関する基準) 234

第56条 (屋内消火栓に関する基準) 235

第57条 (スプリンクラー設備に関する基準) 236

第58条 (水噴霧消火設備等に関する基準) 239

第59条 (自動火災報知設備に関する基準) 241

第60条 (避難器具に関する基準) 241

第61条 (連結送水管に関する基準) 242

第62条 (基準の特例) 243

第5章 避難管理

第63条 (劇場等の客席) 247

第64条 (劇場等の屋外の客席) 250

第65条 (基準の特例) 251

第66条 (キャバレー等の避難通路) 252

第67条 (ディスコ等の避難管理) 253

第67条の2 (個室型店舗の避難管理) 253

第68条 (百貨店等の避難通路等) 257

第69条 (避難経路図の掲示等) 259

第70条 (劇場等の定員) 260

第71条 (避難施設の管理) 262

第72条 (防火設備の管理) 263

第73条 (準用) 265

第74条 (消防用設備等の管理) 266

第74条の2 (指定催しの指定) 268

第74条の3 (屋外催しに係る防火管理) 270

第6章 雑則

第75条 (防火対象物の使用開始の届出) 272

第76条 (火を使用する設備等の設置の届出) 273

第77条 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 276

第78条 (指定洞道等の届出) 278

第 79 条 (指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出)	281
第 80 条 (タンクの検査及び手数料)	282
第 80 条の 2 (防火対象物の消防用設備等の状況の公表)	283
第 81 条 (委任)	284
第 7 章 罰 則	
第 82 条 (罰則)	285
第 83 条	286